

様式第9号（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

岡山市長

印

岡山市立放課後児童クラブ利用料減免申請却下通知書

年 月 日付けの児童クラブ利用料の減額又は免除の申請については、次のとおり却下しましたので通知します。

児童の氏名	
児童の生年月日	
児童クラブ名	
却下の理由	

※教示

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求することができます。

また、この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。